

議事 2-2 琵琶湖外来水生植物対策協議会会計規定の改正（案）について

琵琶湖外来水生植物対策協議会会計規定 新旧対照表

旧	新
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略
第3条 前条に関する経理について必要な口座を開設するものとする。	第3条 前条に関する経理について必要な口座を <u>滋賀銀行県庁支店</u> に開設するものとする。
第4条～27条 省略	第4条～27条 省略
附則 省略	附則 省略